

窓内広告物に係る戸田市の取扱い状況について（情報共有）

本審議会に先立ち各委員から事前に意見聴取を実施したところ、ご意見がございましたので情報共有いたします。

最近、屋外広告物行政を取扱う自治体などで話題に上がるようになってきております、「窓の内側に設置する広告物」に対する規制について本市での取扱い状況は、以下のとおりです。

- 1 戸田市屋外広告物条例、同施行規則での規制
：規制対象外
- 2 戸田市都市景観条例に基づく景観づくり推進地区での規制
：景観づくり推進地区（R2.9.1 現在 5 地区）のうち、「北戸田駅周辺景観づくり推進地区」、「戸田駅西口周辺景観づくり推進地区」については「窓の内側に設置する広告物」に対する規制があります。
- 3 規制内容
 - 北戸田駅周辺景観づくり推進地区における規制
(3 ページの朱枠内参照)
 - ・地色（表示面積の 1/3 以上を占める色彩）の彩度 6 以下
 - ・1 階：面積が設置する開口部の 1/2 以下
 - ・2 階以上：面積が設置する開口部の 1/3 以下
 - 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区における規制
(5 ページの朱枠内参照)
 - ・広告物の過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の設置を心掛けるものとする。
 - ・1・2 階の面積は、設置する窓又は開口部の 1/2 以下
 - ・3 階以上の面積は、設置する窓又は開口部の 1/3 以下

北戸田駅周辺景観づくり 推進地区について(解説)



目次

1. 景観づくり推進地区とは	
(1) 景観づくり推進地区	1
(2) 地区の指定に伴う行為の届出	1
2. 北戸田駅周辺景観づくり推進地区について	
(1) 地区の名称・指定年月日	3
(2) 地区の位置・区域	3
(3) 景観づくりの目標	4
3. 北戸田駅周辺景観づくり推進地区 景観づくり推進計画について	
(1) 地区の名称・策定年月日	5
(2) 景観づくりの方針	5
(3) 景観づくりの基準	6
1) 規制の基準	6
2) 創造の基準	8

◆以下の広告物は設置を避けてください。ただし、地区の景観を損ねないと認められる場合にはこの限りではありません。

※1 表示面積の1/3以上を占める色彩

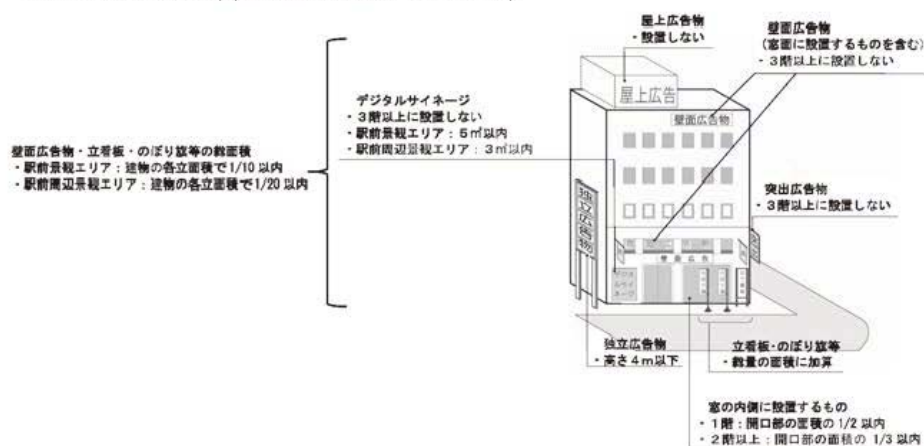
※2 窓面に設置するものを含む

※3 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は内側に設置して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

※4 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置で、屋外の公衆に静止画や動画により案内情報や広告などを表示するもの

＝解 説＝

- ・駅前のにぎわいづくりにつなげるとともに、住環境を損ねることを防ぐため、良好な景観を阻害するおそれのあるものは設置を避ける基準としています。



戸田駅西口周辺景観づくり 推進地区について（解説）



目次

1. 景観づくり推進地区とは	
（1）景観づくり推進地区.....	1
（2）地区の指定に伴う行為の届出.....	1
2. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について	
（1）地区の名称・指定年月日（施行日）	3
（2）地区の区域.....	3
（3）景観づくりの目標	3
3. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区景観づくり推進計画について	
（1）計画の名称・策定年月日（施行日）	4
（2）景観づくりの方針	4
（3）景観づくりの基準	5

● 広告物

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。ただし、地区の景観を損なわないと認められる場合にはこの限りではありません。

		基準の内容
共通基準	一般事項	広告物の過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の設置を心がけるものとする。
	地色(※1)	彩度以下とする。ただし、切り文字又は箱文字とするもの、窓の内側に設置するもの、表示面積が1㎡以下のものは、この限りでない。
種類別基準	屋上利用広告物	- 自家広告物に限定する。 - 建築物本体と一体的に見えるよう、建築物の壁面と広告物の表示面をそろえる。ただし、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 - 広告物自体の高さは、3m以下とする。 - 総表示面積は、20㎡以下とする。
	壁面利用広告物・突出し広告物・立看板・広告旗等	- 壁面利用広告物、突出し広告物の設置位置は、3階以下とする。ただし、壁面利用広告物で、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 - 各立面の総表示面積は、各立面の面積の1/10以下とする。
	窓の内側に設置する広告物(※2)	1・2階の面積は、設置する窓又は開口部の1/2以下とする。 3階以上の面積は、設置する窓又は開口部の1/3以下とする。
	独立広告物	地表面から上端までの高さは、6m以下とする。
	デジタルサイネージ(※3)	地表面から上端までの高さは、6m以下、かつ、面積を5㎡以下とする。
	その他	過剰なグラフィックやフィギュア広告又は激しく点滅・動光する照明を伴うものは避ける。

※1 表示面積の1/3以上を占める色彩

※2 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は内側に設置して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

※3 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置で、屋外の公衆に静止画や動画により案内情報や広告などを表示するもの